

鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、対象事業者がリサイクル製品等の販路拡大を図るのを支援することを目的として交付する。

(用語)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業者 鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金若しくは鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業費補助金に係る補助事業により製品若しくは技術を開発若しくは改良した者、又は鳥取県グリーン商品認定要綱に基づく認定事業者をいう。
- (2) リサイクル製品等 鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金若しくは鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業費補助金に係る補助事業により開発若しくは改良された技術若しくは製品、又は鳥取県グリーン商品認定要綱に基づき認定された商品をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、県外で開催される展示会又は見本市（以下「展示会等」という。）に参加し、又はその後のフォローアップを行って、リサイクル製品等（既に本補助金の交付を受けているものを除く。）の販売促進を図る事業（以下「補助事業」という。）を行う対象事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に2分の1（以下「補助率」という）を乗じて得た額（1件当たり、第1号から第3号までの経費に対しては25万円、第4号の経費に対しては10万円を限度とする。）以下とする。

- (1) 展示会等における出展料（小間料）（鳥取県及び県内市町村主催、又は鳥取県及び県内市町村が助成を行っている催事等に係るものは除く。）
- (2) 展示会等における小間の装飾料
- (3) 展示会等におけるリサイクル製品等の運搬費（補助事業者が自ら運搬する場合を除く。）
- (4) 展示会等の後のフォローアップ（PR資料や商品サンプルの作成、送付等）の経費

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の15日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の合計額の2割を超える減額を伴う変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は交付決定後の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助事業進捗状況報告書)

- 第9条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度(前条の報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月5日までに行わなければならない。
- 2 前項の報告は、様式第7号により行うものとする。

(提出書類の部数等)

- 第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑 則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金交付要綱(平成18年4月6日付第200600003128号鳥取県生活環境部長通知)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月20日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項及び第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日以降の交付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月28日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成24年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

年度鳥取県リサイクル製品販売促進事業計画書

1 補助事業者の概要

名 称	
担当者氏名	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	

2 事業内容

1 具体的な事業内容 (展示内容・フォローアップ方法等)		
2 出展製品等 ①鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業又は鳥取県リサイクル共同研究助成事業による製品等	研究テーマ	
	実施時期	年 月 日～ 年 月 日
②鳥取県認定グリーン商品	製品等の名称	
	認定番号	
3 事業の実施期間	商品名	
	開始予定日	年 月 日
4 展示会・見本市の概要	終了予定日	年 月 日
	名 称	
	開催期間	年 月 日～ 年 月 日
	開催場所	
	主 催	
5 他の補助金の活用 の有無	開催規模	(昨年度の参加企業数、全体来場者数等)
	他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)	
6 消費税の取り扱い	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者	

※ 上記2については、①または②いずれかに記入すること。

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

鳥取県リサイクル製品販売促進事業収支予算書

1 収入

（単位：円）

費目	年度	年度	合計
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
合計			

2 支出

（1）総括表

（単位：円）

費目	年度		年度		合計	
	金額	うち 補助対象経費	金額	うち 補助対象経費	金額	うち 補助対象経費
展示会等の 経費	出展料					
	装飾料					
	運搬費					
小計						
フォローアップ 経費						
小計						
合計						
補助金	—		—		—	※

注）補助金の合計額（※）は、補助対象経費の合計×1/2の額と、限度額（展示会等の経費については25万円、フォローアップ経費については10万円）の合計額の少ない方を記入してください。

(2) 積算内訳表

(年度分)

(単位：円)

経費内訳		金額	算出根拠	補助対象経費
展示会等の経費	出展料			
	装飾料			
	運搬費			
フォローアップ経費				
合計				

(年度分)

(単位：円)

経費内訳		金額	算出根拠	補助対象経費
展示会等の経費	出展料			
	装飾料			
	運搬費			
フォローアップ経費				
合計				

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事

年度鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は「鳥取県リサイクル製品販売促進事業」とし、その内容は、
.....とする。

2 交付決定額

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、
.....とする。補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金交付要綱（平成19年3月19日付第200600193046号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県リサイクル製品販売促進事業報告書

1 補助事業者の概要

名 称	
担当者氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	

2 事業内容

事業実績	名 称	
	開催期間	年 月 日～ 年 月 日
	開催場所	
	開催規模	(参加企業数、全体来場者数等)
	来場者数	
事業成果 (フォローアップを含む)	商談件数	
	商談成立件数	
	商談成立金額	
	そ の 他	
他の補助金の 活用の有無	他の補助金の活用の有無（ 有 ・ 無 ）	
消費税の 取り扱い	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者	

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

3 添付書類

- (1) 展示会等への出展については、状況写真（出展したリサイクル製品等が分かるもの）
- (2) フォローアップについては、その内容がわかるもの（ダイレクトメール・サンプルの写真等）

鳥取県リサイクル製品販売促進事業収支決算書

1 収入

（単位：円）

費目	年度		年度		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
自己資金						
借入金						
補助金						
その他						
合計						

2 支出

（1）総括表

（単位：円）

費目	年度		年度		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
展示会等の経費	出展料					
	装飾料					
	運搬費					
小計						
フォローアップ経費						
小計						
合計						
補助対象経費						

(2) 積算内訳表

(年度決算)

(単位：円)

経費内訳		金額	積 算 根 拠	補助対象経費
展 示 会 等 の 経 費	出展料			
	装飾料			
	運搬費			
フォローアップ 経費				
合計				

(年度決算)

(単位：円)

経費内訳		金額	積 算 根 拠	補助対象経費
展 示 会 等 の 経 費	出展料			
	装飾料			
	運搬費			
フォローアップ 経費				
合計				

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
名称

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県リサイクル製品販売促進事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

（1）補助金の確定額：A	金	円
（2）補助対象経費の額：B	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
：C

	金	円
--	---	---

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額：D

	金	円
--	---	---

4 補助金返還相当額（ $D - C > 0$ の場合）

$(D - C) \times A / B$

	金	円
--	---	---

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
氏名
(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県リサイクル製品販売促進事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県リサイクル製品販売促進事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
年度における実績 ①		
年度の実施予定 ②		
合 計		

(注) ①及び②の合計額は、本補助金の当初の算定基準額・交付決定額（変更された場合は、変更後の額）と一致するものである。